

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険の資格及び給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊前市は、国民健康保険の資格及び給付に関する関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

福岡県豊前市長

公表日

令和7年5月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の資格及び給付に関する事務
②事務の概要	①国民健康保険法による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ②国民健康保険法による資格確認書、資格情報通知書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務(前号に掲げるものを除く。) ③国民健康保険法による保険給付の支給(療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等)に関する事務 ※公金受取口座利用を希望の場合、公金受取口座情報等を情報提供ネットワークシステムより照会。 ④国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に伴う資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	【現行】 国保資格システム、国保給付システム、国民健康保険システム、収納・滞納管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等 【標準化】 国保資格システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)、国保給付システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)、国民健康保険システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)、収納・滞納管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)、中間サーバー、団体内統合宛名システム、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険資格・給付特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	＜国民健康保険に関する事務＞ 番号法第9条第1項 別表 項番44 番号法第9条第2項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法第9条第1項(利用範囲) 別表 項番44 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法 第113条の3
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]

②法令上の根拠	<情報照会の根拠> ①番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同法別表44の項 ②行政続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号第2条の表69、70の項) <情報提供の根拠> ①番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3
	<公金受取口座情報の利用> ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	豊前市総務課 郵便番号828-8501 福岡県豊前市大字吉木955番地 電話0979-82-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	豊前市市民課 郵便番号828-8501 福岡県豊前市大字吉木955番地 電話0979-82-1111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーの利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際は4情報又は住所を含む3情報による照会を実施している。	

9. 監査		
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	システムへのアクセスについて取扱者のパスワードおよび静脈指認証を必須とすることでアクセス権限を適切に管理しており、対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年7月6日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	追記	中間サーバー、団体内統合宛名システム	事後	
平成29年6月1日	Ⅰ－1. ③システムの名称	国保資格システム、国保給付システム、国民健康保険システム、収納・滞納管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	国保資格システム、国保給付システム、国民健康保険システム、収納・滞納管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、国保総合システム、国保情報集約システム	事前	国民健康保険制度改革に伴う特定個人情報保護評価の実施
平成29年6月1日	Ⅱ－1. 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成29年7月1日時点	事後	最新のしきい値判断による
平成29年6月1日	Ⅱ－2. 特定個人情報ファイル取扱者は500人以上かいつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成29年7月1日時点	事後	最新のしきい値判断による
平成29年7月3日	Ⅰ－4 ②法令上の根拠	＜情報照会の根拠＞ 省略 ＜情報提供の根拠＞ ①番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106の項 ②行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号)第1条第1号、第2号イ・ハ、第2条第2号、第2条第3号イ・ロ、第2条第5号イ、第2条第6号イ・ハ、第2条第7号イ・ハ、第2条第12号イ・ハ、第3条第2号、第3条第3号イ・ロ、第3条第5号イ、第3条第6号、第3条第7号イ・ハ、第3条第8号イ・ロ、第4条第1号、第4条第2号イ・ハ、第5条第2号、第5条第3号、第5条第4号、第5条第5号、第5条第6号、第19条第1号イ・ワ、第20条第8号イ・ロ・ハ、第25条第1号、第25条第2号、第25条第3号イ、第25条第4号、第25条第5号、第25条第8号イ・ロ、第25条第9号、第25条第10号、第25条第11号、第25条第12号、第25条第13号、第25条第14号、第25条第15号、第25条第16号、第33条第1号、第43条第1号イ・ハ、第43条第2号、第43条第3号イ、第43条第7号、第43条第8号、第43条第9号、第43条第10号、第43条第11号、第44条第1号イ・ワ、第46条第1項第1号、第46条第1項第2号、第46条第1項第3号、第46条第1項第4号、第46条第1項第6号、第46条第1項第7号	＜情報照会の根拠＞ 省略 ＜情報提供の根拠＞ ①番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、120の項 ②行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号)第1条第1号、第1条第2号イ・ハ、第2条第2号、第2条第3号、第2条第5号、第2条第6号イ・ハ、第2条第7号、第2条第12号、第3条第2号、第3条第3号、第3条第5号、第3条第6号、第3条第7号、第3条第8号イ・ロ、第4条第1号、第4条第2号イ・ハ、第5条第2号、第5条第3号、第5条第4号、第5条第5号、第5条第6号、第12条の3第3号、第12条の3第4号、第19条第1号イ・ワ、第20条第8号イ・ロ・ハ、第25条第1号、第25条第2号、第25条第3号イ、第25条第4号、第25条第5号、第25条第8号イ・ロ、第25条第9号、第25条第10号、第25条第11号、第25条第12号、第25条第13号、第25条第14号、第25条第15号、第25条第16号、第33条第1号、第41条の2第3号、第43条第1号、第43条第2号、第43条第3号イ、第43条第7号、第43条第8号、第43条第9号、第43条第10号、第43条第11号、第44条第1号イ・ワ、第46条第1号、第46条第2号、第46条第3号、第46条第4号、第46条第6号、第46条第7号、第49条第1号、第49条第2号ハ・ニ、第49条第3号	事前	見直し
平成29年7月3日	Ⅰ－5 ②所属長	市民課長 西村 礼子	市民課長 井上 由美	事後	
平成31年2月5日	Ⅰ－5 ②所属長の役職名	市民課長 井上 由美	市民課長	事後	
平成31年2月5日	Ⅱ－1 いつの時点の計数か	平成29年7月1日	平成31年2月1日	事後	
平成31年2月5日	Ⅱ－1 いつの時点の計数か	平成29年7月1日	平成31年2月1日	事後	
令和3年8月30日	Ⅰ－1-②事務の概要	①国民健康保険法による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ②国民健康保険法による被保険者証、高齢受給者証、被保険者資格証明書、国民健康保険限度額適用認定証、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証に関する事務(前号に掲げるものを除く。) ③国民健康保険法による保険給付の支給(療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等)に関する事務 ④国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務	①国民健康保険法による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ②国民健康保険法による被保険者証、高齢受給者証、被保険者資格証明書、国民健康保険限度額適用認定証、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証に関する事務(前号に掲げるものを除く。) ③国民健康保険法による保険給付の支給(療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等)に関する事務 ④国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務 (以下へ続く)	事後	見直し
			「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が「国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。 (以下へ続く)		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			<オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。		
令和3年8月30日	I-1-③システムの名称	国保資格システム、国保給付システム、国民健康保険システム、収納・滞納管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、次期国保総合システム、国保情報集約システム	国保資格システム、国保給付システム、国民健康保険システム、収納・滞納管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	システム更改による名称修正
令和3年8月30日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項番30	<国民健康保険に関する事務> 番号法第9条第1項 別表第一項番30 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	見直し
令和3年8月30日	I-4-②法令上の根拠	<情報照会の根拠> ①番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 27、42、43の項 ②行政続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号) 第20条第8号イ・ロ・ハ、第25条第1号、第25条第2号、第25条第3号イ、第25条第4号、第25条第5号、第25条第8号イ・ロ、第25条第9号、第25条第10号、第25条第11号、第25条第12号、第25条第13号、第25条第14号、第25条第15号、第25条第16号	<情報照会の根拠> ①番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 42、43の項 ②行政続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号) 第25条、第25条の2	事後	見直し
		<情報提供の根拠> ①番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ①番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、120の項 ②行政続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号) 第1条第1号、第1条第2号イ・ハ、第2条第2号、第2条第3号、第2条第5号、第2条第6号イ・ハ、第2条第7号、第2条第12号、第3条第2号、第3条第3号、第3条第5号、第3条第6号、第3条第7号、第3条第8号イ・ロ、第4条第1号、第4条第2号イ・ハ、第5条第2号、第5条第3号、第5条第4号、第5条第5号、第5条第6号、第12条の3第3号、第12条の3第4号、第19条第1号イ・ウ、第20条第8号イ・ロ・ハ、第25条第1号、第25条第2号、第25条第3号イ、第25条第4号、第25条第5号、第25条第8号イ・ロ、第25条第9号、第25条第10号、第25条第11号、第25条第12号、第25条第13号、第25条第14号、第25条第15号、第25条第16号、第33条第1号、第41条の2第3号、第43条第1号、第43条第2号、第43条第3号イ、第43条第7号、第43条第8号、第43条第9号、第43条第10号、第43条第11号、第44条第1号イ・ウ、第46条第1号、第46条第2号、第46条第3号、第46条第4号、第46条第6号、第46条第7号、第49条第1号、第49条第2号ハ・ニ、第49条第3号	<情報提供の根拠> ①番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ①番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、120の項 ②行政続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第19条、第20条、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第59条の3 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項		
令和3年8月30日	II-1 一つの時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	最新のしきい値判断による
令和3年8月30日	II-2 一つの時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	最新のしきい値判断による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月8日	I-1-②事務の概要	①国民健康保険法による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)(の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ②国民健康保険法による被保険者証、高齢受給者証、被保険者資格証明書、国民健康保険限度額適用認定証、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証に関する事務(前号に掲げるものを除く。) ③国民健康保険法による保険給付の支給(療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等)に関する事務 ④国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務 (以下へ続く)	①国民健康保険法による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)(の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ②国民健康保険法による被保険者証、高齢受給者証、被保険者資格証明書、国民健康保険限度額適用認定証、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証に関する事務(前号に掲げるものを除く。) ③国民健康保険法による保険給付の支給(療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等)に関する事務 ※公金受取口座利用を希望の場合、公金受取口座情報等を情報提供ネットワークシステムより照会。 ④国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務 (以下へ続く)	事後	令和4年10月に開始された公的給付支給等口座登録制度の施行に伴う追記
		「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)(または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))」(以下「支払基金等」という。))に委託することができ旨の規定が「国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。 (以下へ続く)	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)(または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))」(以下「支払基金等」という。))に委託することができ旨の規定が「国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。 (以下へ続く)		
		＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。		
令和4年12月8日	I-4-②法令上の根拠	＜情報照会の根拠＞ ①番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二42、43の項 ②行政続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号)第25条、第25条の2 (以下へ続く)	＜情報照会の根拠＞ ①番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二42、43の項 ②行政続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号)第25条、第25条の2 (以下へ続く)	事後	令和4年10月に開始された公的給付支給等口座登録制度の施行に伴う追記 見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		＜情報提供の根拠＞ ①番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ①番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、120の項 ②行政続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第19条、第20条、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第59条の3 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	＜情報提供の根拠＞ ①番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、120の項 ②行政続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第19条、第20条、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第59条の3 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ＜公金受取口座情報の利用＞ ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13号		
令和4年12月8日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	最新のしきい値判断による
令和4年12月8日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	最新のしきい値判断による
令和6年4月1日	I-4-②法令上の根拠	＜情報提供の根拠＞ ①番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、120の項 ②行政続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第19条、第20条、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第59条の3 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ＜公金受取口座情報の利用＞ ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13号	＜情報提供の根拠＞ ①番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項 ②行政続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ＜公金受取口座情報の利用＞ ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13号	事後	
令和6年4月1日	I-5-①部署	市民課	市民福祉部 市民課	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	令和4年12月1日時点	令和6年3月1日時点	事後	最新のしきい値判断による
令和6年4月1日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	令和4年12月1日時点	令和6年3月1日時点	事後	最新のしきい値判断による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月26日	I-1-③システムの名称	国保資格システム、国保給付システム、国民健康保険システム、収納・滞納管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	国保資格システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)、国保給付システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)、国民健康保険システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)、収納・滞納管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)、中間サーバー、団体内統合宛名システム、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和7年5月26日	I-8 連絡先	豊前市総務課	豊前市市民課	事後	
令和7年5月26日	I-3 法令上の根拠	＜国民健康保険に関する事務＞ 別表第一項番30 別表第一	＜国民健康保険に関する事務＞ 別表項番44 別表	事後	
令和7年5月26日	I-3 法令上の根拠	＜オンライン資格確認の準備業務＞ 別表第一項番30 別表第1	＜オンライン資格確認の業務＞ 別表 項番44別表	事後	
令和7年5月26日	I-3 法令上の根拠	＜オンライン資格確認の準備業務＞ 第113条の3 第1項及び第2項	＜オンライン資格確認の準備業務＞別表 第113条の3	事後	
令和7年5月26日	I-4-②法令上の根拠	＜情報照会の根拠＞①別表第二 42、43の項	＜情報照会の根拠＞①同法別表 44の項	事後	
令和7年5月26日	I-4-②法令上の根拠	＜情報照会の根拠＞②行政続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号)第25条、第25条の2	＜情報照会の根拠＞②行政続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表69、70の項	事後	
令和7年5月26日	I-4-②法令上の根拠	＜情報提供の根拠＞ ①番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項 ②行政続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3	＜情報提供の根拠＞ ①行政続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項	事後	
令和7年5月26日	I-4-②法令上の根拠	＜オンライン資格確認の準備業務＞ 第113条の3 第1項及び第2項	＜オンライン資格確認の準備業務＞別表 第113条の3	事後	
令和7年5月26日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	令和6年3月1日	令和7年4月1日	事後	最新のしきい値判断による
令和7年5月26日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	令和6年3月1日	令和7年4月1日	事後	最新のしきい値判断による
令和7年5月26日	Ⅳ-8 人手を介在させる作業		対策 十分である 判断の根拠 マイナンバーの利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際は4情報又は住所を含む3情報による照会を実施している。	事後	新規追加項目
令和7年5月26日	Ⅳ-11 最も優先度が高いと考えられる対策		対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 対策 十分である 判断の根拠 システムへのアクセスについて取扱者のパスワードおよび静脈指認証を必須とすることでアクセス権限を適切に管理しており、対策は十分であると考えられる。	事後	新規追加項目